

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和3年度第3回相模原市入札監視委員会（書面会議）		
事務局 (担当課)		契約課 電話042-769-8217（直通）		
開催日時		令和3年12月13日（月）～12月24日（金）		
開催場所		（書面会議）		
出席者	委員	5人（別紙のとおり）		
	その他	0人		
	事務局	4人（契約課長 他3人）		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		<p>書面会議のため （審議を書面で行った理由） 新型コロナウイルス感染症が完全に終息したとは言えない状況で、委員等が一堂に会する方法により会議をすることは困難なため、書面により監視委員会委員の意見・賛否を求め、会議の開催に代えることとした。</p>		
会議次第		<p>1 議題            (1) 入札契約手続きの運用状況等について                ア 令和3年度第2四半期分            (2) 抽出事案の審議について【非公開】                ア 都市計画道路相模原二ツ塚線道路改良工事                イ 中央方面隊第4分団第3部詰所・車庫改築工事                ウ 勤労者総合福祉センター中央監視装置更新工事                エ ひのき陸橋修繕工事                オ 市道新戸相武台道路改良事業米軍施設通信設備工事                カ 給食調理業務委託（田名北小学校）</p> <p>2 その他</p>		

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

### 1 議題

#### (1) 入札契約手続きの運用状況等について

事務局から説明資料を送付し、書面により次のとおり審議を行った。

〈質疑応答〉

○「サンキューキャンペーン申請書処理業務委託」について、応札が可能であった(参加資格がある)業者数は推測可能か。神奈川県情報サービス産業協会加盟業者だけでも300社近くあり、たった2社しか応札がないのは違和感がある。(大塚委員)

⇒●正確な数は把握していないが、参加資格を有する業者は相当数存在し、十分に競争性を確保できる発注条件であったと考えている。結果として2者しか応札がなかったことについては、申請書の受付・確認・審査、支払用データ作成といった一連の委託業務内容が人の手による作業を主幹とする構成となっていることや多量の個人情報を取り扱う観点から、半年程度の限られた期間の中で、相模原市役所周辺の市が指定する作業場所に多数の人員を常駐させる必要があり、業者として採算が取りづらかったものと推察している。

また、本件に限った話ではないが、本市において今年度から取り組んでいる、一般委託業務の発注における条件付き一般競争入札の促進は、まだ移行期にあり、発注内容の周知にも課題を残している。本件のような定例的とは言えない発注に関しては、参加資格を有する業者に発注情報が行き届いていない可能性があり、これも2者応札の一因となっているものと考え

る。前者はキャンペーン参加者の利便を優先しての業務構成であり、致し方なかったものと考えているが、後者については、全庁的な条件付き一般競争入札の実施に当たって、周知手法の改善を図っていく予定である。

○契約課発注工事の入札状況について、今まで期間比較により、件数、落札率の推移を見ることで、大まかに競争の働き方や適正な入札が行われているかを確認してきたが、入札の基準変更に伴い、当面、前年比較分析は単純にはできなくなる。向こう1年ほどは一般競争入札の基準変更が落札率等に影響すると見込まれるが、推移に適切な説明がなされれば基本的には問題はないと考える。(舟戸委員)

⇒●指摘のとおり、令和3年度より予定価格500万円以上の工事を、全て条件付き一般競争入札として実施したことにより、以前においては指名競争

入札で行っていた規模の工事が、一般競争入札となり、工事全体の平均落札率が低下する傾向にあるが、入札方式別の平均落札率等の資料に加え、個別の入札案件の状況も踏まえた説明に努めるので、引き続きの審議をお願いしたい。

○今回は予定価格超過による1者入札が多く、全体的に予定価格超過傾向にあるという印象を受けた。資料に取り上げられたものを見る限りでは、結果として1者は適正価格内のため入札自体に問題はないのかもしれないが、不調となった入札は多かったのだろうか。予算の関係もあるかと思うが、予定価格の算定がシビアになっているなどの理由はあるか。(舟戸委員)

⇒●令和2年度の第2四半期においては、災害復旧工事の不調や特定の橋梁修繕工事等の土木工事での不調が多く、令和元年度第2四半期の13件と比べ、5件増加した18件の不調があった。令和3年度の第2四半期は、鋼鉄などの多くの建設資材の単価が上昇していることから、建築工事の不調の割合が高く、6件が不調となっている。

予定価格の算定については、本市が定める積算基準等に基づき積算を行っていることから、財政状況等が影響することはない仕組みとなっている。

○期待通りの応札事業者数が得られなかった事例について、手間がかかる・鋼材価格が高騰した等、コスト面での問題が指摘される件がいくつかある。しかし、そういった事情は全ての業者が同様に抱えている事情ではないか。予定価格が事前に漏れていないと仮定すれば、原因の少なくとも一部は、予定価格がそういった事情を適切に反映していない(と、業者側が思っている)からではないかという疑いが生じる。検証してみただけではないか。(大塚委員)

⇒●予定価格の算定については、本市が定める積算基準等に基づき積算を行っており、工事材料の価格上昇等を契約額にも反映させるため、工事材料等の積算にかかる単価は、およそ3カ月に1度のペースで改定した単価での設計・積算に取り組んでいるが、市設計時と入札時の2カ月程の期間経過によっても実勢価格との乖離が生じる場合がある。

このように、工事の設計時と入札時において、工事材料等の価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったときの対応策として、スライド条項(※)を規定している。

なお、不調になった案件の一部において、不調の要因等を把握するため、業者への辞退理由の調査などを行っており、その結果を踏まえた発注条件の緩和や設計見直しに取り組んでいる。

※ スライド条項：「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動(最近の鋼材類及び燃料油

が高騰している状況) を生じ、請負代金額が不相当と  
なったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置

(2) 抽出事案の審議について

法人に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、内容非公開。

2 その他

以 上

## 相模原市入札監視委員会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	大塚 誠	桜美林大学 ビジネスマネジメント学群 教授		出席
2	梶田 佳孝	東海大学 工学部 土木工学科 教授		出席
3	川合 きり恵	弁護士		出席
4	舟戸 麻衣	公認会計士・税理士		出席
5	細田 孝一	神奈川大学 法学部長 教授	委員長	出席